

住居確保給付金のご案内

令和2年4月20日から対象者が拡がりました!

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

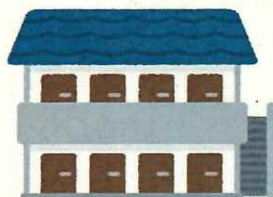
これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

**離職・廃業から2年以内または休業等により
収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方**



仕事がない・減った
家賃が払えない...



住居確保給付金の支給により、
安定した生活を送ることができます。